

議案第 2 号

二宮町政策評価委員会条例を別紙のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町の附属機関の見直しにより、二宮町政策評価委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町政策評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町が実施する行政評価及び二宮町総合戦略（まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。）の評価について、評価の客観性及び信頼性を確保するため、二宮町政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 町が実施した行政評価における政策評価に関すること。
- (2) 町が実施した総合戦略における評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間の企業経営者又は経験者
- (4) 行政経験を有する者
- (5) 公募の町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1 総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

政策評価委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	〃	10,000円
	その他の委員	〃	6,200円

(議案第2号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
職名		報酬額	職名		報酬額
(略)			(略)		
総合計画審議会委員	専門的知識を有する学識経験者	10,000円	総合計画審議会委員	専門的知識を有する学識経験者	10,000円
	その他の委員	6,200円		その他の委員	6,200円
政策評価委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	10,000円	ごみ減量化推進協議会委員		6,200円
	その他の委員	6,200円			
ごみ減量化推進協議会委員		6,200円	(略)		
(略)					